

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（原稿誤り・印刷誤り）
新旧対照条文 目次

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）・・・ 1
- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（抄）・・・ 3
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）（抄）・・・ 4

用具専門相談員」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）<u>第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準<u>第十六条第四項から第六項まで、第二十三条の二、第二十四条第二項、第二十六条、第二十九条及び第三十条の規定による</u>基準</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）<u>第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準<u>第十六条第四項から第六項まで、第二十六条及び第二十九条の規定による</u>基準</p> <p>四・五 （略）</p>

（印刷誤り）
官報では改行とされていたが、「第十六条第四項」以下は前行に続く。

○ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（口腔衛生の管理）</p> <p>第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

（印刷誤り）
官報ではルビが振られていなかったが、「腔」には「くう」とルビを振る。